

参 考 資 料

(職員給与関係資料)

令和6年職員給与等実態調査について	118
第1表 部局別・給料表別人員数	119
第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	120
第3表 職員の年齢階層別構成	120
第4表 職員の平均給与月額	122
第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	123
第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	145
第7表 職員の給料表別扶養親族数	146
第8表 職員の管理職手当の支給状況	146
第9表 職員の地域手当の支給状況	146
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	147
第11表 職員の住居手当等の状況	147
第12表 職員の通勤手当および通勤の状況	148
第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	151
第14表 60歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員	152

(民間給与関係資料)

令和6年職種別民間給与実態調査について	154
第15表 産業別・企業規模別調査事業所数	155
第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	156
第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	166
第18表 民間における家族手当の支給状況	166
第19表 民間における通勤手当の支給状況	167
第20表 民間における特別給の支給状況	167
第21表 民間における初任給の改定状況	168
第22表 民間における給与改定の状況	168
第23表 民間における定期昇給の実施状況	168
第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	168
第25表 民間における定年制の状況	169
第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	169
第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	169

(生計費関係資料)

令和6年4月の標準生計費	172
第28表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	172

職員給与関係資料

令和6年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和6年4月1日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について4月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与等に関する条例（以下、「条例」という。）、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下、「学校職員条例」という。）、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下、「規則」という。）の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員、休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員および条例付則第16項、学校職員条例付則第17項または規則付則第2項により給料月額が決定される職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集 計

人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

部 局 給料表	知 事	警 察	教 育 委員会	議 会	監 査 委員	人 事 委員会	選 挙 管理 委員会	高 等 学校等	小学校 および 中学校	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	2,619	275	118	26	14	11	6	181	301	3,551
警 察 職	-	2,286	-	-	-	-	-	-	-	2,286
研 究 職	202	18	-	-	-	-	-	-	-	220
医 療 職 (1)	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
医 療 職 (2)	131	-	-	-	-	-	-	-	1	132
医 療 職 (3)	119	2	3	-	-	-	-	-	-	124
福 祉 職	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100
高 等 学 校 等 教 育 職	-	-	18	-	-	-	-	2,766	-	2,784
小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職	-	-	15	-	-	-	-	-	6,905	6,920
技 能 労 務 職	35	6	-	-	-	-	-	15	-	56
計	3,223	2,587	154	26	14	11	6	2,962	7,207	16,190

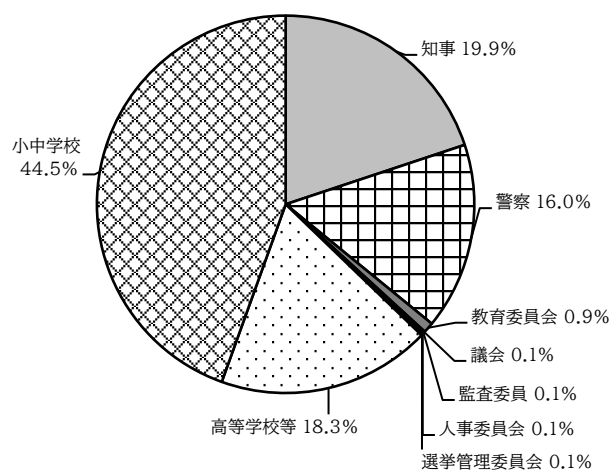
注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。

2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員 37 人（小学校および中学校等教育職 36 人、行政職 1 人）を含む。

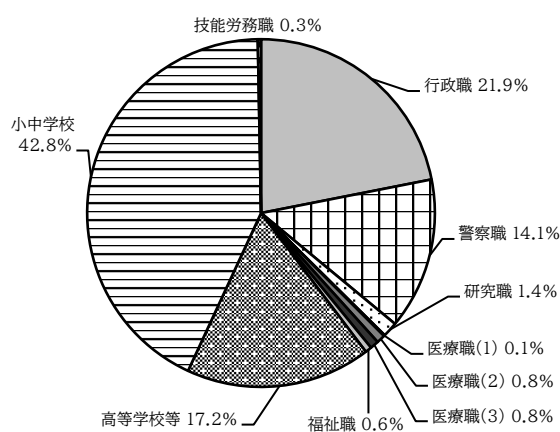
3 再任用職員は、含まれていない（第12表までおよび第14表について同じ。）。

4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、条例付則第16項、学校職員条例付則第17項または規則付則第2項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（第13表までについて同じ。）。

部 局 別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表 区 分	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比				
	中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	男女平均年齢
	%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行 政 職 給 料 表	-	15.4	10.0	74.6	64.4	41.9	35.6	38.9	40.8
警 察 職 給 料 表	-	41.1	2.9	56.0	89.5	40.0	10.5	34.4	39.4
研 究 職 給 料 表	-	4.1	3.6	92.3	78.2	43.3	21.8	41.7	43.0
医 療 職 給 料 表 (1)	-	-	-	100.0	76.5	47.5	23.5	40.5	45.9
医 療 職 給 料 表 (2)	-	-	10.6	89.4	47.7	43.5	52.3	41.0	42.2
医 療 職 給 料 表 (3)	-	-	33.1	66.9	8.9	36.6	91.1	43.7	43.1
福 祉 職 給 料 表	-	4.0	15.0	81.0	57.0	37.2	43.0	37.1	37.1
高等学校等教育職給料表	-	1.2	2.9	95.9	54.8	42.4	45.2	42.6	42.5
小・中学校等教育職給料表	-	0.1	3.7	96.2	46.8	38.6	53.2	39.2	38.9
技 能 労 務 職 給 料 表	44.7	37.5	10.7	7.1	80.4	48.4	19.6	53.0	49.3
計	0.2	9.6	5.2	85.0	58.4	40.5	41.6	39.7	40.2

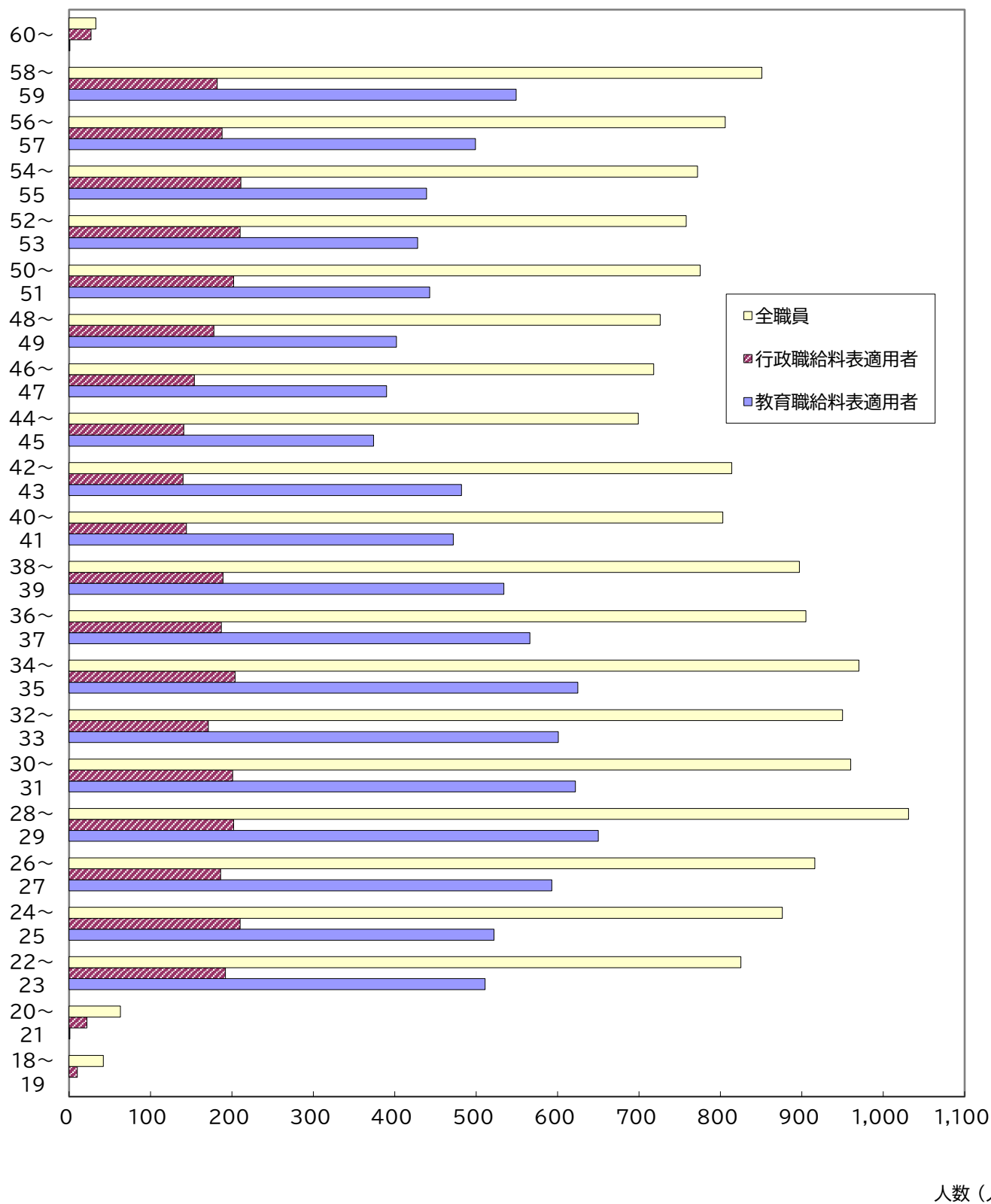
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

職 種 年齢 階層	一般職員						教育職員			警察職員	全職員
		行 政	研 究	医 療	福 祉	技能労務		高 等 学校等	小学校・ 中学校等		
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
～ 24	8.7	9.2	3.2	4.8	13.0	5.4	7.7	4.7	8.9	10.2	8.3
25 ～ 29	13.7	13.9	10.4	12.4	22.0	1.8	15.7	11.8	17.4	13.3	14.9
30 ～ 34	12.9	13.2	12.7	9.5	16.0	1.8	15.9	14.6	16.4	13.7	14.8
35 ～ 39	13.5	13.6	16.4	13.6	10.0	7.1	14.5	13.7	14.8	13.6	14.1
40 ～ 44	10.3	9.8	13.6	12.1	14.0	12.5	11.6	10.3	12.1	16.3	11.9
45 ～ 49	11.9	11.5	13.6	17.2	8.0	12.5	10.2	12.7	9.2	14.6	11.3
50 ～ 54	14.4	14.7	13.2	12.4	8.0	21.4	11.1	15.3	9.4	10.1	11.8
55 ～ 59	13.8	13.3	16.4	16.9	8.0	37.5	13.2	16.8	11.8	8.2	12.7
60 ～	0.8	0.8	0.5	1.1	1.0	-	0.1	0.1	-	-	0.2
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	4,200	3,551	220	273	100	56	9,704	2,784	6,920	2,286	16,190

2 年齢階層別構成（グラフ）

年齢（歳）



第4表 職員の平均給与月額

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	計
	歳	円	円	円	円	円	円	円
行政職	40.8	318,874	8,156	20,792	10,184	6,280	139	364,425
警察職	39.4	341,668	14,930	21,817	2,008	3,684	410	384,517
研究職	43.0	358,664	9,393	22,942	9,568	8,484	1,991	411,042
医療職（１）	45.9	461,494	8,794	84,096	55,312	10,588	230,141	850,425
医療職（２）	42.2	338,160	8,235	21,397	6,058	7,951	10,204	392,005
医療職（３）	43.1	339,465	4,919	21,518	5,659	5,157	242	376,960
福祉職	37.1	320,701	7,955	20,345	2,274	6,330	-	357,605
高等学校等教育職	42.5	382,661	8,623	23,897	3,076	6,926	7,365	432,548
小学校および 中学校等教育職	38.9	356,046	7,328	22,318	5,122	5,909	5,189	401,912
技能労務職	49.3	335,403	9,634	20,846	-	2,143	-	368,026
全職員	40.2	350,023	8,836	22,227	5,530	5,891	3,927	396,434

注 1 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、産業教育手当、定時制通信教育手当および義務教育等教員特別手当である。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1			1		1		1		
2									
3									
4		1							
5									
6									
7									
8		64							
9	5	2							
10		22							
11	1	10							
12	5	83	1						2
13		6							6
14	1	19	10						3
15		5	6						5
16	8	55	21						1
17	3	9	7						
18	1	22	26						
19		11	9						
20	10	55	25				1	1	
21	1	8	11						
22	1	29	29						
23	1	11	16					2	
24	8	52	33					3	
25	4	13	16					1	
26	3	33	32					6	
27	3	18	12					2	
28	22	40	30					15	
29	80	13	11					4	
30	5	29	26				1	1	
31	2	5	15				33	3	1
32	91	13	25				18	2	
33	2	5	13				4		
34	14	6	20				8		
35	2	2	20				16	1	
36	80	4	22	1			4		
37	12	2	34				8	2	
38	11	3	9	2			9		
39	1		24				2		
40	2	1	20	1			6		
41	1	1	16	1			5	1	
42	1	5	13	2			5		
43		1	21	6			2		
44	1		20				2		
45		2	24	12			1	2	
46			11	8					
47			20	10		2	2		
48	2		13	9					
49	1		17	11		1			
50	1		14	7		8	1		
51			21	6		19			
52		1	13	10		7			
53		1	17	9	1	36			
54	1		12	11		15			
55			19	10		12			
56			13	12	4	6			
57			21	18	1	12			
58	1		8	11	2	5			
59	2		11	10	4	12			
60			10	7	1	7			
61	1		7	21	4	21	4		
62			9	10	8	9			
63	1		11	16	2	14			
64			3	7	1	7			
65			3	20	9	14			
66			5	11	2	5			
67	1		5	14	4	11			
68	1		3	8	5	5			
69	1		6	13	10	8			
70	1		3	4	5	4			
71			3	20	4	1			
72			1	9	12	5			
73			3	13	12	3			
74			1	6	15	6			
75	1		3	8	17	1			
76				10	4	4			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			2	10	11	1			
78	2		2	6	8				
79	1		1	2	15	2			
80		1	1	10	10	1			
81			1	11	10	3			
82			3	5	12	2			
83			2	6	12				
84			2	3	11				
85	1			10	10	9			
86				2	6				
87	1			9	17				
88	1		1	3	12				
89	2		1	3	17				
90	1			4	8				
91	1		1	15	14				
92	2		2	3	4				
93	38		1	154	106				
94									
95									
96									
97									
98			1						
99									
100									
101									
102									
103			1						
104									
105									
106			1						
107			1						
108									
109			1						
110			1						
111									
112									
113			5						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	447	663	935	620	411	278	133	46	18
総計	3,551								

警察職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	16									
10										
11	2									
12	12									
13	1									
14	3									
15										
16	11									
17	1									
18	4									
19	1									
20	20									
21										
22	3	1								
23	2									
24	13	44	4	2						
25	42	1								
26	3	5	2	2						
27	2									
28	35	36	3							
29	1	2								
30	8	6	2	1						2
31		3								6
32	5	37	8	3						4
33	2									1
34	7	11	7	5						
35		6	1	2						1
36	1	27	20	4						
37	3	4	1							
38	1	15	13	4						2
39	1	2	5	1						
40	2	32	17	4						1
41		6	4	4						
42		11	21	8	2			2		
43	1	3	2		1					
44		36	23	9				3		
45		1	3	1				11		
46	1	12	19	9			1	1		
47		8	3	3	3			1		
48		6	29	9	1			1		
49		2	4	1				1		
50		5	17	10	3					
51			3	2	3			1		
52		3	14	11	1					
53		2	5	2	1		5			
54		3	15	16	2		2	2		
55		2	3	5	5		8			
56		2	16	13	1					
57		2	1	3	5	1	1			
58		3	11	14	2	1	1			
59		2	7	9	8		3	1		
60			22	7	3	1	2			
61			4	5	6	2	7	1		
62		2	8	17	5	2				
63		1	3	5	7		3			
64		1	11	17	9					
65		1	4	11	5	1	3			
66			6	19	9		1			
67			1	5	5	3	5			
68			7	24	8	5	3			
69		1	2	10	19	3	2			
70			8	16	6					
71			3	14	6	4	1			
72		2	5	18	5	3	1			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73				3	12	8	3	2		
74				4	17	5	4			
75				3	14	8	2			
76				7	13	9	4			
77				2	10	14		1		
78				2	10	3	4			
79				1	18	8	4			
80				3	8	4	4			
81				1	14	10	2	1		
82				3	9	6	1			
83					12	3	19			
84				5	13	13	5			
85				1	17	2	4			
86				5	16	5	3			
87				2	10	3	6			
88				4	8	2	1			
89				2	11	1	3			
90				3	4	7	3			
91				2	10	5	8			
92					14	3				
93					12	44	10			
94				1	11					
95				2	5					
96					7					
97					4					
98				2	8					
99				1	9					
100				1	5					
101				2	8					
102					2					
103				2	4					
104					5					
105			1	2	4					
106					4					
107				1	6					
108				1	5					
109				1	5					
110					3					
111					12					
112					5					
113				1	5					
114				1	4					
115					6					
116					2					
117					5					
118					5					
119					5					
120					5					
121					9					
122					3					
123				1	2					
124				1	7					
125					38					
126										
127										
128										
129										
130										
131				1						
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		204	350	442	785	294	116	53	25	17
総計		2,286								

研究職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8		4			
9					
10					
11					
12					
13		2			
14					
15		1			
16		1			
17					
18					
19			1		
20		7			
21					
22		2			
23					
24		4	2		
25		1	1		
26			1		
27		1			
28		3	2		
29			3		
30		1	1		
31			2		1
32		2	2		
33					2
34		3	1		1
35			1		
36		4	2		
37		2	1		
38		1			
39					
40		1	3		
41			1		
42		5			
43		1	1		
44		1	2		
45		1	2		
46		2	1		
47		1	1	4	1
48		2	1	1	
49		1	2		
50		4	1		
51		1	1	3	
52			1		
53		1	1	1	
54		3	2		
55				7	
56		1	2		
57		2		3	
58				1	
59		1		2	
60		5	2	1	
61		1	2	1	
62		1		1	
63			2	3	
64			3	2	
65		1		2	
66			3	1	
67			1	1	
68			3		
69				1	
70				1	
71					
72		1	4		
73				2	
74					
75			1		
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77			2		
78			2		
79					
80			1		
81			2		
82			1		
83			1		
84			1		
85			2		
86			2		
87		1	2		
88					
89			18		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計	0	80	97	38	5
総計			220		

医療職給料表（１）

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		2			
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23				1	
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31				1	
32					
33					
34					
35					
36				1	
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					1
46					
47					
48					
49					1
50					
51					
52					
53					1
54					1
55					1
56					1
57					1
58					1
59					
60					1
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74				1	
75					
76					

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	0	4	8
総計	17			

医療職給料表（２）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8				1				
9								
10								
11								
12				3				
13				1				
14				1				
15								
16			1					
17			1	2				
18				2				
19			1					
20			2	3				
21								
22								
23				1				
24				2				
25								
26			1	3				
27								1
28				4				2
29								
30			1					
31				1				1
32								
33								
34								
35								
36				1				
37								
38				1		1		
39				1				
40				4		1		
41						1		
42				2		1		
43				1	1		1	
44				1	1		1	
45				2		2		
46				1	1	1	1	
47				1		4		
48						1	1	
49							1	
50					1			
51					3			
52				2		2		
53				2		1		
54					1	1		
55					1	1		
56							1	
57					1	1		
58				1		3	1	
59					1			
60							1	
61					1			
62						2	1	
63						1		
64							1	
65						1	3	
66								
67						1		
68					2	1		
69						2		
70								
71						2		
72								
73						1		
74						1		
75								
76								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77					2		
78							
79					1		
80							
81							
82							
83							
84							
85					7		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99				1			
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	7	46	16	44	15	4
総計	132						

医療職給料表（３）

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5				1			
6				1			
7							
8							
9							
10				1			
11				2			
12							
13		3		1			
14							
15							
16		3		1			
17				1			
18							
19							
20		5		1			
21		1		3			
22				3			
23				1			
24		3		2			
25							
26		1					
27							
28		2		2			
29							
30							
31							
32							
33				2			
34					1		
35							
36							
37					1		
38							
39					2		
40							
41					2		
42							
43				1	2		
44							7
45				1	2		2
46							
47							1
48							2
49							
50							2
51					2		
52							5
53							
54							
55					2		
56					1		
57							
58							
59							
60							
61					1		
62					1		
63							
64					1		
65					1		
66						2	
67					1	1	
68						1	
69					1	1	
70					1	1	
71							
72					2	1	
73					1	2	
74						2	
75						1	
76					1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1		
78					1		
79						2	
80							
81						2	
82							
83					1	1	
84						1	
85					1		
86						1	
87							
88						1	
89						1	
90						1	
91							
92					2	1	
93						5	
94					2		
95							
96							
97					1		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111		1					
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	19	24	35	27	19
総計		124					

福祉職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			3				
13							
14			2				
15			2				
16			1				
17			1				
18							
19			1				
20			2				
21							
22			3				
23			1				
24			2				
25	4						
26			1				
27	1		1				
28	6		2				
29	1						
30	1						
31			1				1
32	2		2				
33							
34							
35							
36			2				
37							1
38			2	1			
39			1	1			
40			2	1			
41			1		1		
42							
43							
44	1		3				
45			1				
46			2				
47							
48			1	1			
49			1				
50					1		
51						1	
52			1		1		
53							
54							
55			1		1		
56			2				
57			1		1		
58				1		1	
59						1	
60			1			1	
61							
62			1	1			
63				2			
64			1		1		
65			1		1		
66							
67							
68							
69			1		1		
70							
71							
72					1		
73							
74			1				
75							
76							

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				2		
86				1		
87				1		
88						
89				1		
90						
91						
92						
93				4		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	16	52	8	18	4	2
総計	100					

高等学校等教育職給料表

号給	級	1	2	特2	3	4
1					1	
2						
3						
4						
5			44			
6			10			
7			2			
8			42			
9						
10			4			
11			1			
12			21			
13						
14			6			
15			2			
16			35			
17	1		8			
18			14			
19			2			
20			29			
21			5			
22			12			
23			5			
24			33			
25			8			
26			13			1
27			11			
28			43			1
29			3			1
30	1		21			2
31			8			10
32	1		45			10
33			5			2
34			19			6
35			8			8
36			42			4
37			6			20
38	1		18			
39			6			
40			40			
41			9			
42			26			
43			6			
44			45			
45			6			
46	2		34			
47			12			
48			36			
49			9			
50			31			
51	1		12			
52	1		23		1	
53			15			
54			16			
55	2		21			
56	1		22			
57			26			
58			13			
59			23			
60			8			
61	1		9		1	
62	2		17		1	
63			14		3	
64			20		3	
65	1		15			
66			24		2	
67	1		22		5	
68			23		5	
69			11		5	
70			32		7	
71			12		7	
72			23		3	
73			9		5	
74	1		12		4	
75			7		6	
76			11		4	

級 号給	1	2	特2	3	4
77	1	7		47	
78		27			
79		13			
80		23			
81	1	12			
82		18			
83		16			
84		16			
85		10			
86		16			
87		7			
88		18			
89		14	1		
90		24			
91		8			
92	1	14			
93		15			
94		21			
95		11	1		
96		21	1		
97		10			
98		17			
99		12	1		
100		16	1		
101		12			
102		18			
103		8			
104		18			
105		9			
106		20			
107		6	1		
108		15			
109		10			
110		13			
111		13			
112		18			
113		21			
114		11			
115		14			
116		17			
117		17			
118		15			
119		16			
120		20			
121		10			
122		14			
123		14			
124		13			
125		20			
126		16			
127		15			
128		17			
129		13			
130		16			
131		9			
132		23			
133		9			
134		21			
135		15			
136		33			
137		15			
138		22			
139		17			
140		31			
141		17			
142		37			
143		38			
144		34			
145		232			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	20	2,583	6	110	65
総 計			2,784		

小学校および中学校等教育職給料表

号給 \ 級	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		193			
18		6			
19		1			
20		214			
21					3
22		17			18
23		3			115
24		181			55
25					19
26		19			15
27		8			18
28		195			15
29		6			11
30		21			12
31		9			10
32		200			7
33		8			5
34		41			8
35		10			4
36		178			3
37		6			8
38		48			
39		9			
40		149			
41		11			
42		55			
43		13			
44		171			
45		11			
46		60			
47		12			
48		136			
49		11			
50		66			
51		25			
52		122			
53		8			
54		66			
55		16			
56		130			
57		10			
58		57			
59		16			
60		76			
61		18			
62		89	1		
63		26			
64		66			
65		44			
66		53	2		
67		57	1		
68		60	1		
69		57	2	2	
70		26	1		
71		62	2	1	
72		34		1	
73		62	1	1	
74		35		5	
75		52	1	5	
76		59	2	6	

級 号給	1	2	特2	3	4
77		56	1	6	
78		50	2	10	
79		32	2	5	
80		54	2	26	
81		31	1	18	
82		46	1	7	
83		22	1	9	
84		65	8	24	
85		21	2	13	
86		49	2	17	
87		23	1	4	
88		62	2	15	
89		27	1	11	
90		53	3	24	
91		36	3	9	
92		52	2	16	
93		27	2	135	
94		44	1		
95		35	3		
96		52	1		
97		25	1		
98		71	2		
99		24			
100		57	1		
101		18			
102		55			
103		19			
104		46	2		
105		27			
106		54	1		
107		27			
108		45			
109		22			
110		49			
111		20			
112		53			
113		30			
114		38			
115		11			
116		26			
117		15			
118		43			
119		22			
120		39			
121		10			
122		29			
123		23			
124		20			
125		20			
126		21			
127		12			
128		27			
129		9			
130		24			
131		15			
132		16			
133		18			
134		23			
135		15			
136		15			
137		13			
138		17			
139		12			
140		27			
141		15			
142		23			
143		9			
144		24			
145		17			
146		15			
147		12			
148		25			
149		16			
150		19			
151		21			
152		32			
153		20			
154		39			
155		41			
156		46			
157		354			
計	0	6,162	62	370	326
総 計			6,920		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26		2	
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			1
35			
36			
37		1	
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62		1	
63			
64			1
65		1	
66		1	
67			
68			1
69			
70		1	
71			1
72			
73		1	
74			
75			
76			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77 78 79 80		1	1 1
81 82 83 84		1 1	2
85 86 87 88			1
89 90 91 92		1	
93 94 95 96			1 1
97 98 99 100			1 1
101 102 103 104			1 2
105 106 107 108		1	
109 110 111 112			1
113 114 115 116			1 1
117 118 119 120		1	3 1
121 122 123 124			1 1 1
125 126 127 128			2
129 130 131 132			3 2 1
133 134 135 136			1 2 1
137 138 139 140			
141 142 143 144			4
145 146 147 148			
149 150 151 152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
計	0	14	42
総 計		56	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人 2,648	円 317,564	人 546	円 305,308
1 年未満		84	208,874	6	173,774
1 年以上 2 年未満		94	209,966	5	177,923
2 年以上 3 年未満		86	215,097	12	184,406
3 年以上 5 年未満		188	226,757	24	194,053
5 年以上 7 年未満		187	239,719	37	206,958
7 年以上 10 年未満		265	255,636	38	223,535
10 年以上 15 年未満		437	289,392	58	244,947
15 年以上 20 年未満		282	328,415	60	288,647
20 年以上 25 年未満		264	371,672	52	294,283
25 年以上 30 年未満		282	400,090	62	356,309
30 年以上 35 年未満		367	413,985	97	374,622
35 年以上		112	428,322	95	384,060

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区 分 給料表	扶養手当 受 給 者	扶 養 親 族 数				受 給 者 1 人 当 た り の 扶 養 親 族 数	全 職 員 1 人 当 た り の 扶 養 親 族 数
		配偶者	子	配偶者・ 子以外	計		
行 政 職	人 1,371	人 631	人 2,121	人 46	人 2,798	人 2.0	人 0.8
警 察 職	1,459	846	2,566	19	3,431	2.4	1.5
研 究 職	101	49	148	4	201	2.0	0.9
医 療 職（１）	8	3	11	-	14	1.8	0.8
医 療 職（２）	52	15	87	3	105	2.0	0.8
医 療 職（３）	27	-	54	-	54	2.0	0.4
福 祉 職	34	14	59	3	76	2.2	0.8
高等学校等教育職	1,119	419	1,815	45	2,279	2.0	0.8
小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職	2,407	826	4,035	77	4,938	2.1	0.7
技 能 労 務 職	30	22	31	1	54	1.8	1.0
計	6,608	2,825	10,927	198	13,950	2.1	0.9

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	7 種	受給者計	手当受給者 1 人あたり 平均手当月額
受給者	人 19	人 71	人 193	人 293	人 147	人 379	人 327	人 1,429	円 62,656

第9表 職員の地域手当の支給状況

区 分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医 療 職（１）	滋 賀 県
			18.5%	16.0%	6.0%
人 員（人）		16,190	26	17	16,147
構 成 比（％）		100.0	0.2	0.1	99.7
平均手当月額（円）		22,226	66,424	84,096	22,090

第 10 表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 30	人 1	人 1	人 16	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 48	円 38,500

第 11 表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対する割合	平均手当月額
支 給 を 受 け て い る 者		人 3,263	% 20.2	円 29,231
対 象	職員自らが居住する借家・借間①	3,258	20.1	29,253
	配偶者等が居住する借家・借間②	5	0.1	15,000
全職員 1 人当たりの手当額		5,891 円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
13,001 円以上 31,000 円以下		20	0.6
31,001 円以上 55,000 円以下		732	22.5
55,001 円以上		2,506	76.9
計		3,258	100.0
平 均 家 賃 額	65,416 円		

注 1 の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全 職 員 に 対する割合	受 給 者 に 対する割合
支 給 を 受 け て い る 者	人 15,082	% 93.2	% 100.0
交 通 機 関 の み 利 用 者	2,763	17.1	18.3
交 通 用 具 の み 利 用 者	11,086	68.5	73.5
自 動 車 使 用 者	10,554	65.2	70.0
自 転 車 等 使 用 者	532	3.3	3.5
交通機関と交通用具との併用者	1,233	7.6	8.2
自 動 車 と の 併 用 者	975	6.0	6.5
自 転 車 等 と の 併 用 者	258	1.6	1.7
受 給 者 1 人 当 た り の 手 当 額	10,795 円		
全 職 員 1 人 当 た り の 手 当 額	10,057 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	2,022 (694)	50.6	50.6
10,001円以上 12,000円以下	371 (109)	9.3	59.9
12,001円以上 14,000円以下	208 (42)	5.2	65.1
14,001円以上 16,000円以下	342 (91)	8.6	73.6
16,001円以上 18,000円以下	210 (45)	5.3	78.9
18,001円以上 20,000円以下	90 (28)	2.3	81.2
20,001円以上 22,000円以下	202 (71)	5.1	86.2
22,001円以上 24,000円以下	211 (77)	5.3	91.5
24,001円以上 26,000円以下	53 (10)	1.3	92.8
26,001円以上 28,000円以下	138 (38)	3.5	96.3
28,001円以上 30,000円以下	43 (8)	1.1	97.3
30,001円以上 32,000円以下	33 (5)	0.8	98.2
32,001円以上 34,000円以下	20 (3)	0.5	98.7
34,001円以上 36,000円以下	17 (3)	0.4	99.1
36,001円以上 38,000円以下	9 (0)	0.2	99.3
38,001円以上 40,000円以下	10 (1)	0.3	99.6
40,001円以上 42,000円以下	3 (0)	0.1	99.6
42,001円以上 44,000円以下	3 (2)	0.1	99.7
44,001円以上 46,000円以下	3 (1)	0.1	99.8
46,001円以上 48,000円以下	2 (1)	0.1	99.8
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
52,001円以上	5 (4)	0.1	100.0
計	3,996 (1,233)	100.0	-
平均所要額	12,078 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,886 (237)	16.4	16.4
5km以上 10km未満	3,125 (156)	27.1	43.5
10km以上 14km未満	2,064 (106)	17.9	61.4
14km以上 18km未満	1,477 (114)	12.8	74.2
18km以上 22km未満	1,066 (93)	9.2	83.4
22km以上 26km未満	647 (59)	5.6	89.1
26km以上 30km未満	385 (35)	3.3	92.4
30km以上 34km未満	295 (24)	2.6	95.0
34km以上 38km未満	168 (27)	1.5	96.4
38km以上 42km未満	145 (28)	1.3	97.7
42km以上 46km未満	92 (20)	0.8	98.5
46km以上 50km未満	61 (16)	0.5	99.0
50km以上 54km未満	41 (20)	0.4	99.4
54km以上 58km未満	29 (15)	0.3	99.6
58km以上 62km未満	18 (11)	0.2	99.8
62km以上	27 (14)	0.2	100.0
計	11,526 (975)	100.0	-
平均使用距離	13.8 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	449 (231)	56.8	56.8
5km以上 10km未満	191 (20)	24.2	81.0
10km以上 15km未満	77 (1)	9.7	90.8
15km以上 20km未満	47 (1)	5.9	96.7
20km以上 25km未満	22 (3)	2.8	99.5
25km以上 30km未満	2 (0)	0.3	99.7
30km以上	2 (2)	0.3	100.0
計	790 (258)	100.0	-
平均使用距離	6.3 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 暫定再任用職員[フルタイム勤務職員]

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	111			108		2	1			
警察職給料表	10			2	2	6				
研究職給料表	5		5							
医療職給料表(2)	3				3					
医療職給料表(3)	2				2					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	161	12	149							
小学校および中学校等 教育職給料表	147		147							
技能労務職給料表	17									
給料表計	458									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 暫定再任用職員[短時間勤務職員]

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	39			39						
警察職給料表	2				2					
研究職給料表	4		4							
医療職給料表(3)	2				2					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	1		1							
小学校および中学校等 教育職給料表	3		3							
技能労務職給料表	5									
給料表計	58									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

3 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職給料表	人 5	人	人	人 5	人	人	人	人	人	人
警察職給料表	3			1		2				
高等学校等教育職給料表	1		1							
給料表計	9									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

第14表 60歳以上の職員の適用給料表別、任用の類型別人員

給料表	管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等	勤務延長型特例任用	異動可能型特例任用	左記以外の任用
計	人 73	人	人 8	人 47
行政職給料表	49			28
警察職給料表	1			12
研究職給料表	2			2
医療職給料表(1)				
医療職給料表(2)	1			1
医療職給料表(3)				
福祉職給料表				2
高等学校等教育職給料表	4		5	
小中学校および中学校等教育職給料表	16		3	
技能労務職給料表				2

注1 令和5年3月31日以前からの勤務延長者、特例定年が適用される職員および定年に関する規定が適用されない職員を除く。

注2 管理監督職勤務上限年齢に伴う降任等は、管理監督職に就いている職員を、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の4月1日までの期間に、管理監督職以外の職等への降任または降給を伴う転任をさせる任用等を表す。

注3 勤務延長型特例任用は、職務遂行上の事情や職務の特殊性から管理監督職に引き続き就かせる任用を表す。

注4 異動可能型特例任用は、年齢別人員構成等の事情から欠員が生じる複数の管理監督職に降任または転任させる任用を表す。

注5 左記以外の任用は、非管理監督職から非管理監督職への異動による任用等を表す。

民間給与関係資料

令和6年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 675 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 579 人（行政職に相当する調査実人員 508 人）、初任給関係以外の調査職種 5,571 人（行政職に相当する調査実人員 5,086 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、35,007 人であり、このうち、行政職に相当するものは 29,094 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を人事院が統計上の理論に従い、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は、第15表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員は全て除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 15 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	事業所 123	事業所 22	事業所 16	事業所 19	事業所 51	事業所 15
鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業	5	3	—	1	1	—
製造業	85	11	15	12	36	11
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業，郵便業	11	4	—	—	5	2
卸売業，小売業	4	1	—	3	—	—
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	3	—	—	—	2	1
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	15	3	1	3	7	1

- 注 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 9 所あった。
- 2 調査対象事業所 133 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 1 所を除いた 132 所に占める調査完了事業所から調査完了事業所 123 所の割合（調査完了率）は、93.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人 以上、本表3規模 100人以上500人 未満および本表 4規模50人以上 100人未満の対応 級欄参照のこと。
大学卒	6	52.1	757,298	148	757,150		
短大卒	5	51.2	757,467	171	757,296		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	12	53.2	668,403	0	668,403		
短大卒	5	55.7	700,017	0	700,017		
高校卒	2	56.0	685,810	0	685,810		
中学卒	5	49.7	630,358	0	630,358		
事務部長	—	—	—	—	—	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	163	53.3	636,237	952	635,285		
短大卒	113	53.4	653,397	1,323	652,074		
高校卒	19	54.0	659,047	368	658,679		
中学卒	31	52.6	565,726	10	565,716		
技術部長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	173	53.5	756,048	1,697	754,351		
短大卒	143	53.5	779,784	1,901	777,883		
高校卒	13	54.2	675,199	0	675,199		
中学卒	17	53.0	631,198	1,318	629,880		
事務部次長	—	—	—	—	—	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	61	52.2	583,897	1,237	582,660		
短大卒	41	52.4	601,384	1,647	599,737		
高校卒	10	52.8	555,452	447	555,005		
中学卒	10	51.3	538,880	289	538,591		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	68	52.2	623,557	2,668	620,889		
短大卒	48	51.9	637,165	3,668	633,497		
高校卒	7	54.7	625,043	0	625,043		
中学卒	13	52.1	573,717	418	573,299		
事務課長	—	—	—	—	—	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	同 上
大学卒	329	49.3	552,228	6,694	545,534		
短大卒	216	48.8	577,013	5,928	571,085		
高校卒	40	49.8	484,199	8,323	475,876		
中学卒	70	50.2	519,791	7,521	512,270		
技術課長	3	55.2	440,450	21,667	418,783	同 上	同 上
大学卒	387	49.4	609,310	4,648	604,662		
短大卒	253	48.7	625,346	3,516	621,830		
高校卒	43	50.2	571,298	7,697	563,601		
中学卒	89	51.3	583,625	6,541	577,084		
技術課長	2	51.8	496,069	0	496,069		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表 2 規模 500 人以上、本表 3 規模 100 人以上 500 人未満および本表 4 規模 50 人以上 100 人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	118	48.4	494,837	39,361	455,476		
短大卒	73	46.5	506,994	43,427	463,567		
高校卒	19	51.7	499,954	35,056	464,898		
中学卒	26	50.9	461,976	32,241	429,735		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	73	45.4	481,894	72,276	409,618		
短大卒	53	43.6	476,469	71,896	404,573		
高校卒	5	45.5	495,039	97,460	397,579		
中学卒	15	51.0	495,298	66,078	429,220		
事務係長	—	—	—	—	—	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	285	46.9	424,367	46,422	377,945		
短大卒	169	45.6	443,829	43,807	400,022		
高校卒	52	48.6	398,014	51,159	346,855		
中学卒	63	48.8	395,947	48,986	346,961		
技術係長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	286	47.5	531,543	80,526	451,017		
短大卒	162	46.1	539,477	80,304	459,173		
高校卒	32	49.1	537,491	103,367	434,124		
中学卒	91	49.3	515,289	72,023	443,266		
事務主任	X	X	X	X	X	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
大学卒	345	40.5	373,239	50,734	322,505		
短大卒	187	37.0	380,216	54,469	325,747		
高校卒	58	48.6	323,265	30,203	293,062		
中学卒	98	43.8	380,991	52,956	328,035		
技術主任	2	43.7	468,786	44,228	424,558	同 上	同 上
大学卒	325	43.3	443,972	71,584	372,388		
短大卒	217	41.4	447,113	75,996	371,117		
高校卒	25	45.1	446,007	80,654	365,353		
中学卒	81	47.5	432,507	58,354	374,153		
事務係員	2	56.0	513,696	396	513,300		同 上
大学卒	1,270	39.5	331,770	32,610	299,160		
短大卒	659	36.1	349,788	38,010	311,778		
高校卒	238	43.5	308,471	28,334	280,137		
中学卒	361	43.1	312,926	26,141	286,785		
技術係員	12	43.9	322,602	6,507	316,095		同 上
大学卒	1,185	36.5	364,280	48,616	315,664		
短大卒	659	33.3	357,065	51,957	305,108		
高校卒	156	40.9	361,755	42,435	319,320		
中学卒	357	41.0	379,237	44,707	334,530		
	13	42.3	392,747	47,755	344,992		

注 3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	5	54.8	725,217	191	725,026		
短大卒	4	54.3	718,750	231	718,519		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
工場長	10	53.0	661,481	0	661,481	構成員50人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	4	57.3	707,517	0	707,517		
短大卒	2	56.0	685,810	0	685,810		
高校卒	4	47.1	603,873	0	603,873		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	85	54.1	718,263	238	718,025	2課以上または構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	59	54.1	729,592	216	729,376		
短大卒	12	54.6	725,639	621	725,018		
高校卒	14	53.6	664,975	25	664,950		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	126	53.7	834,404	2,180	832,224	同 上	同 上
大学卒	115	53.4	837,039	2,366	834,673		
短大卒	5	56.5	799,507	0	799,507		
高校卒	6	56.2	807,119	0	807,119		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	36	53.8	658,474	282	658,192	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級專 門職 中間職(部長－課長間)	同 上
大学卒	23	54.4	688,341	254	688,087		
短大卒	7	54.0	595,157	642	594,515		
高校卒	6	51.6	610,640	13	610,627		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	52	52.4	658,333	3,394	654,939	同 上	同 上
大学卒	39	51.9	664,515	4,526	659,989		
短大卒	4	54.6	689,769	0	689,769		
高校卒	9	53.7	618,267	0	618,267		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	194	49.0	616,564	7,822	608,742	2係以上または構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 7級、8 級
大学卒	134	49.0	644,998	7,609	637,389		
短大卒	17	49.0	525,898	8,074	517,824		
高校卒	43	49.0	563,742	8,399	555,343		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	275	49.4	654,082	6,069	648,013	同 上	同 上
大学卒	192	48.6	663,441	4,387	659,054		
短大卒	23	49.7	643,626	12,655	630,971		
高校卒	59	52.0	629,397	8,971	620,426		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5 級、6 級
大学卒	77	48.5	544,714	51,278	493,436		
短大卒	54	46.8	549,139	52,891	496,248		
高校卒	13	51.5	538,255	53,439	484,816		
中学卒	10	53.6	530,562	40,338	490,224		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	37	42.6	485,419	79,620	405,799	同 上	同 上
大学卒	29	39.9	467,799	82,090	385,709		
短大卒	4	45.5	513,027	116,628	396,399		
高校卒	4	56.8	569,531	33,411	536,120		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	116	48.3	482,953	59,892	423,061	係の長および係長級専門職	行政職 3 級、4 級
大学卒	74	47.2	499,294	57,170	442,124		
短大卒	25	49.9	442,301	69,838	372,463		
高校卒	17	50.9	468,806	57,763	411,043		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	184	48.6	580,744	92,425	488,319	同 上	同 上
大学卒	102	46.6	588,793	95,761	493,032		
短大卒	19	50.4	594,401	116,489	477,912		
高校卒	63	50.9	564,260	79,719	484,541		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	227	39.7	394,878	57,501	337,377	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
大学卒	138	37.2	395,911	59,167	336,744		
短大卒	33	47.9	338,256	38,683	299,573		
高校卒	54	43.3	414,399	61,306	353,093		
中学卒	2	43.7	468,786	44,228	424,558		
技術主任	243	43.5	472,618	82,523	390,095	同 上	同 上
大学卒	168	41.4	469,310	84,495	384,815		
短大卒	15	46.7	516,761	112,799	403,962		
高校卒	58	48.4	469,955	71,893	398,062		
中学卒	2	56.0	513,696	396	513,300		
事務係員	685	39.8	362,530	39,075	323,455		行政職 1 級
大学卒	366	36.7	380,705	44,915	335,790		
短大卒	121	43.3	325,535	33,009	292,526		
高校卒	190	43.5	349,425	32,952	316,473		
中学卒	8	45.6	342,927	183	342,744		
技術係員	861	35.9	379,745	55,072	324,673		同 上
大学卒	481	32.2	367,647	58,302	309,345		
短大卒	108	40.5	384,018	50,043	333,975		
高校卒	264	41.2	401,154	50,469	350,685		
中学卒	8	46.4	436,983	60,332	376,651		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7 級、8 級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	2	54.5	697,636	0	697,636	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	66	52.6	552,659	1,163	551,496	2 課以上または構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	44	52.8	566,069	1,804	564,265		
短大卒	7	53.1	562,079	0	562,079		
高校卒	15	51.7	514,229	0	514,229		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	46	53.0	560,914	513	560,401	同 上	同 上
大学卒	28	53.8	548,195	17	548,178		
短大卒	7	52.3	608,421	0	608,421		
高校卒	11	51.8	561,586	1,839	559,747		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	21	50.6	476,331	140	476,191	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職 (部長 - 課長間)	同 上
大学卒	15	50.4	478,769	0	478,769		
短大卒	3	49.8	464,475	0	464,475		
高校卒	3	52.0	475,154	921	474,233		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	14	51.5	506,615	451	506,164	同 上	同 上
大学卒	8	52.2	524,921	113	524,808		
短大卒	2	55.5	486,325	0	486,325		
高校卒	4	48.6	480,003	1,296	478,707		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	107	49.8	463,048	4,820	458,228	2 係以上または構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5 級、6 級
大学卒	67	48.8	466,716	2,035	464,681		
短大卒	17	50.2	454,209	11,306	442,903		
高校卒	20	52.4	461,429	6,292	455,137		
中学卒	3	55.2	440,450	21,667	418,783		
技術課長	92	49.9	486,057	369	485,688	同 上	同 上
大学卒	52	49.0	485,583	63	485,520		
短大卒	17	51.1	462,204	120	462,084		
高校卒	22	51.3	505,969	1,270	504,699		
中学卒	X	X	X	X	X		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4 級
大学卒	33	48.8	423,612	27,457	396,155		
短大卒	14	46.9	404,810	31,246	373,564		
高校卒	4	54.3	445,536	0	445,536		
中学卒	15	49.3	435,368	30,136	405,232		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	34	47.7	478,308	69,593	408,715	同 上	同 上
大学卒	23	47.3	480,989	64,238	416,751		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	10	49.0	476,274	84,893	391,381		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	135	46.1	385,838	38,117	347,721	係の長および係長級専門職	行政職 3 級
大学卒	81	44.9	401,912	31,792	370,120		
短大卒	21	46.9	349,894	40,457	309,437		
高校卒	32	48.3	370,488	50,582	319,906		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	89	44.8	429,786	56,833	372,953	同 上	同 上
大学卒	54	45.3	447,354	49,849	397,505		
短大卒	10	45.0	431,050	83,522	347,528		
高校卒	24	43.7	383,370	57,381	325,989		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務主任	99	42.3	325,359	34,850	290,509	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2 級 (一部は3級)
大学卒	41	35.5	315,901	33,255	282,646		
短大卒	24	49.3	311,586	22,312	289,274		
高校卒	34	44.7	344,338	44,865	299,473		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	76	42.7	351,335	36,059	315,276	同 上	同 上
大学卒	47	41.3	362,921	44,512	318,409		
短大卒	10	42.6	333,737	29,648	304,089		
高校卒	19	46.3	330,898	17,888	313,010		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	467	39.8	288,221	24,478	263,743		行政職 1 級
大学卒	233	36.2	295,371	26,894	268,477		
短大卒	99	44.0	294,963	24,844	270,119		
高校卒	131	42.7	271,791	20,185	251,606		
中学卒	4	39.7	270,464	22,731	247,733		
技術係員	266	38.2	311,228	28,719	282,509		同 上
大学卒	150	36.9	321,309	31,298	290,011		
短大卒	35	42.4	294,613	22,024	272,589		
高校卒	76	38.9	299,524	27,189	272,335		
中学卒	5	33.7	300,434	21,510	278,924		

4 規模 50 人以上 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 6 年 4 月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員 50 人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	—	—	—	—	—	構成員 50 人以上の工場の 長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	12	52.3	590,139	3,868	586,271	2 課以上または構成員 20 人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	10	52.1	629,547	4,641	624,906		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	53.5	393,100	0	393,100		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	X	X	X	X	X	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	4	47.3	495,435	13,746	481,689	前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部 の次長および部次長級専 門職 中間職 (部長 - 課長間)	同 上
大学卒	3	47.2	549,379	18,328	531,051		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	2	52.5	570,035	0	570,035	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	28	49.4	467,848	6,262	461,586	2 係以上または構成員 10 人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長および課長級専門職	行政職 5 級
大学卒	15	47.8	488,271	8,360	479,911		
短大卒	6	51.2	454,492	1,327	453,165		
高校卒	7	51.2	435,534	5,994	429,540		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	20	47.9	459,264	1,476	457,788	同 上	同 上
大学卒	9	48.8	484,650	1,714	482,936		
短大卒	3	49.8	470,958	1,333	469,625		
高校卒	8	46.0	426,318	1,262	425,056		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	8	45.9	414,812	0	414,812		
短大卒	5	43.5	440,969	0	440,969		
高校卒	2	48.5	396,144	0	396,144		
中学卒	X	X	X	X	X		
	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	48.0	488,670	0	488,670	同 上	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	34	45.9	395,692	37,799	357,893	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	14	42.4	411,076	45,938	365,138		
短大卒	6	49.5	403,734	22,230	381,504		
高校卒	14	47.9	376,862	36,332	340,530		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	13	48.1	410,027	45,200	364,827	同 上	同 上
大学卒	6	42.5	419,921	56,261	363,660		
短大卒	3	50.8	408,967	59,919	349,048		
高校卒	4	54.5	395,982	17,571	378,411		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	19	42.3	321,904	39,102	282,802	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	8	39.6	336,757	50,137	286,620		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	10	43.7	320,310	34,138	286,172		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	6	41.5	377,867	48,264	329,603	同 上	同 上
大学卒	2	43.5	423,075	48,977	374,098		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	40.5	355,264	47,907	307,357		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	118	36.8	310,267	24,513	285,754		行政職 1級
大学卒	60	32.6	344,789	33,693	311,096		
短大卒	18	41.9	263,954	15,026	248,928		
高校卒	40	42.2	268,100	11,998	256,102		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	58	41.3	303,477	12,595	290,882		同 上
大学卒	28	38.4	297,951	12,157	285,794		
短大卒	13	41.1	297,129	13,148	283,981		
高校卒	17	46.1	317,433	12,893	304,540		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
研 究 所 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）
研究部（課）長	9	55.4	622,134	0	622,134	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	13	49.9	539,479	23,504	515,975	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	18	48.1	510,364	4,773	505,591	下記研究員より上位の者 （研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	33	39.6	362,961	28,635	334,326	
研 究 補 助 員	31	39.7	362,465	30,166	332,299	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和6年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
病院長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	部下に医師または歯科医師5人以上
副 院 長	—	—	—	—	—	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	—	—	—	—	—	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	—	—	—	—	—	
歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
薬 局 長	2	49.5	596,307	0	596,307	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	14	30.8	340,359	35,387	304,972	
診療放射線技師	23	35.8	336,051	32,530	303,521	
臨床検査技師	22	34.5	311,813	36,535	275,278	
栄 養 士	15	34.6	264,190	2,698	261,492	
理 学 療 法 士	35	33.6	299,182	22,996	276,186	
作 業 療 法 士	28	31.5	276,989	15,667	261,322	
総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	33	48.2	450,301	32,251	418,050	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	78	34.4	345,277	35,000	310,277	
准 看 護 師	15	40.3	304,652	53,243	251,409	

その４ 教育関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和６年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
大 学 学 部 長	人 5	歳 60.5	円 1,155,823	円 94,163	円 1,061,660	
大 学 教 授	31	56.7	904,580	63,307	841,273	
大 学 准 教 授	22	48.9	823,093	52,434	770,659	
大 学 講 師	16	46.7	752,333	57,591	694,742	
大 学 助 教	3	54.5	773,703	0	773,703	
高等学校教頭	2	60.0	625,525	20,000	605,525	
高等学校教諭	27	42.5	521,832	23,429	498,403	

その５ 技能・労務関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和６年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
自家用乗用自動車運転手	人 4	歳 55.5	円 325,876	円 75,094	円 250,782	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
用 務 員	5	28.6	182,088	0	182,088	

その６ 再雇用者（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和６年４月分平均支給額			備 考
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事務・技術部長	人 8	歳 61.8	円 417,830	円 697	円 417,133	
事務・技術次長	X	X	X	X	X	
事務・技術課長	14	63.3	428,747	2,513	426,234	
事務・技術課長代理	X	X	X	X	X	
事務・技術係長	5	61.3	550,688	62,319	488,369	
事務・技術主任	X	X	X	X	X	
事務・技術係員	247	62.8	297,718	15,831	281,887	

第17表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(令和6年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 50 人以上 100 人未満
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	222,775	231,429	212,665	X
	短 大 卒	192,300	207,237	※ 180,848	-
	高 校 卒	178,944	181,570	176,294	※ 171,875
	大 学 卒	216,961	219,888	211,900	X
	短 大 卒	189,246	※ 196,228	※ 183,992	-
	高 校 卒	178,815	181,615	175,959	X
	大 学 卒	231,124	247,772	213,697	-
	短 大 卒	194,368	※ 214,567	※ 178,689	-
	高 校 卒	179,060	181,519	※ 176,582	※ 175,333
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X	X	-	-
新 卒 研 究 補 助 員	高 校 卒	X	X	-	-
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X	X	-	-
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 255,000	X	X	-
準新卒診療放射線技師	養成所卒	X	X	-	-
新 卒 栄 養 士	大 学 卒	X	X	-	-
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 219,217	X	※ 223,825	-
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	X	-	X	-

注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和5年度中に資格免許を取得し、令和6年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和3年3月または令和4年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和6年4月までの間に採用された者（令和5年4月採用者を除く）に限っている。

3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。

4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第18表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況および扶養家族の構成別支給月額（規模計）

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		80.3%
	配偶者に家族手当を支給する	65.1%
	子に家族手当を支給する	77.6%
家 族 手 当 制 度 が な い		19.7%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	11,761 円
	配偶者と子1人	17,415 円
	配偶者と子2人	22,840 円
	子 1 人	12,964 円
	子 2 人	25,705 円
	子 3 人	38,440 円

注1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき、配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

見直し予定の状況	割合
配偶者に対する家族手当を見直す予定 または見直すことについて検討中	16.6%
税制および社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向、公務員の見直しの動向等 によっては、見直すことを検討	16.8%
配偶者に対する家族手当を見直す予定はない (検討も行っていない)	66.6%

注 調査対象は、配偶者に家族手当を支給する事業所である。

第19表 民間における通勤手当の支給状況

その1 在来線を利用する通勤者に対する通勤手当の支給状況

在来線の通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	在来線の通勤手当を支給しない
100.0 %	58.6 %	7.5 %	27.5 %	6.4 %	0.0 %

その2 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者に対する特急料金を含む通勤手当の支給状況

特急料金を含む 通勤手当を支給する	全額支給	非課税限度額 (月15万円) 以上	非課税限度額 (月15万円) 未満	その他	特急料金を含む 通勤手当を支給しない
12.6 %	(66.1) %	(27.5) %	(0.0) %	(6.4) %	87.4 %

注1 新幹線または在来線の特急を利用する遠距離通勤者がいる事業所を100とした割合である。

2 ()内は特急料金を含む通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

第20表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	350,124 354,120	304,138 310,095
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	784,498 837,658	600,746 574,301
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2) 年間計	2.24 2.37 4.61	1.98 1.85 3.83
年間の平均		4.61	

注1 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 21 表 民間における初任給の改定状況

学 歴 企 業 規 模 項 目		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 35.6	% (78.2)	% (21.8)	% －	% 64.4
	500 人以上	43.5	(79.2)	(20.8)	－	56.5
	100 人以上 500 人未満	36.4	(75.6)	(24.4)	－	63.6
	50 人以上 100 人未満	6.7	(100.0)	(0.0)	－	93.3
高校卒	規模計	28.9	(87.8)	(12.2)	－	71.1
	500 人以上	37.4	(85.7)	(14.3)	－	62.6
	100 人以上 500 人未満	20.7	(87.0)	(13.0)	－	79.3
	50 人以上 100 人未満	26.7	(100.0)	(0.0)	－	73.3

注 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第 22 表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	74.1	0.9	1.9	23.1
課 長 級	62.9	0.9	0.9	35.3

注 ベース改定の慣行の有無が不明およびベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	89.2	89.2	31.2	2.2	55.8	0.0	10.8
課 長 級	81.6	77.7	25.4	4.1	48.2	3.9	18.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	49.7	50.3	45.1	54.9	43.0	57.0
500 人以上	46.4	53.6	38.7	61.3	35.8	64.2
100 人以上 500 人未満	54.5	45.5	51.7	48.3	47.7	52.3
50 人以上 100 人未満	44.6	55.4	43.9	56.1	56.6	43.4

第 25 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
100.0	72.3	27.7	-

注 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 26 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり	60 歳で減額	給与減額なし
課 長 級		58.8	58.8	41.2
非 管 理 職		44.4	41.9	55.6

注 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 27 表において同じ。）。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 27 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
79.9	77.2

注 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

生計費関係資料

令和6年4月の標準生計費

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、家計調査（総務省）等に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯および夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員1人の2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和6年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ家計調査等の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費Ⅰ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

第28表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

（令和6年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	36,600	46,530	60,470	74,410	88,360
住居関係費	35,410	39,690	36,580	33,480	30,380
被服・履物費	7,420	6,940	10,590	14,240	17,890
雑費Ⅰ	40,400	55,390	84,880	114,400	143,910
雑費Ⅱ	10,060	18,140	22,800	27,450	32,120
計	129,890	166,690	215,320	263,980	321,660